

事業再編Q&A

計画対象

質問	答え
どのような企業が対象となりますか？	合併や会社分割等の事業再編を行い、かつ、新商品開発や生産・販売の効率化等の前向きな取組により生産性の向上を目指す企業が対象となります。
企業以外でも利用できますか？	株式会社や合同会社だけでなく、個人事業主、事業協同組合なども利用することができます。
上場企業や大企業しか利用できないのですか？	大企業、中小企業など規模にかかわらず、要件を満たせば認定を受けることができます。
法的整理（会社更生法、民事再生法等）の手続中の企業でも利用できますか？	法的整理の手続に入ると、その事業計画は債権者集会の可決や裁判所の認可を得る必要があり、経営者だけで決定することができなくなります。計画の確実な実施という観点から、裁判所の認可前に、認定を行うことは想定しておりません。 ただし、法的整理中の企業は活用できませんが、例えば、ある企業が民事再生法の適用企業から事業を承継し、有効に活用することで当該事業の生産性向上に取り組む場合は申請可能です（事業を譲渡する側が、清算予定中の企業や法的整理中の企業でも申請可能です）。
債権放棄を受ける予定の事業者は利用できますか？	債権放棄を受ける予定の事業者であっても認定を受けることができます。 ただし、計画が円滑かつ確実に実施されるかどうかを判断するために、通常の申請書類に加えて、「債権者との間での債権放棄に関する合意書面」「公認会計士・監査法人の報告書」「専門家の調査報告書」等の追加の書類提出や手続が必要となります。詳細は『債権放棄を含む計画Q & A（以下URL）』を参照ください。
2 者以上で申請することはできますか？	複数の事業者が共同で計画を申請することができます。
子会社などを計画に含めることはできますか？	申請者が過半数の株式を所有する子会社等であって、事業再編のための措置を行うなど計画と関係がある場合は、『関係事業者』や『外国関係法人』として計画に含めることができます。 計画に含めることで、当該子会社等も登録免許税の軽減や中小企業基盤整備機構の債務保証等の支援措置を活用することが出来ます。

計画期間

質問	答え
事業再編計画の実施期間はいつからいつまでですか？	原則 3 年以内としておりますが、大規模な設備投資を行うものに限り 5 年に設定が可能です。 開始時期は、認定が見込まれる時期以降となるため、申請時期以前の期日とすることはできません。実施期間内において、生産性の向上等の要件の達成見込みを判定します。
計画の基準年度はいつになりますか？	基準年度は、申請時点における直近の確定決算となります。原則として、株主総会の了承を得た確定決算を適用しますが、既に新しい決算短信が出ていて、決算短信を使用する方が前年度の確定決算よりも実態に即しているなど特別な理由がある場合は、申請先の主務省庁に御相談ください。
認定を受けた後、計画期間を変更することはできますか？	事業再編計画の場合、当初計画の開始時期から 3 年（計画期間が 5 年の場合には 5 年）を越えない範囲であれば、計画変更手続によって変更することができます。 なお、計画期間を変更する場合も、当初計画申請時と同様に、生産性、財務健全性等の認定基準を満たさなければ、認定を受けることができません。

生産性向上の基準

質問	答え
生産性向上の基準とは何ですか？	申請時点における直近の確定決算を基準年度として、計画の終了時期を含む決算年度を目標年度として、基準年度から目標年度までの向上によって次のいずれかの基準を満たす必要があります。 ①修正 ROIC 2 %ポイント向上 ②固定資産回転率 5 %向上 ③従業員1人当たり付加価値額 9 %向上 【計算方式】 $\text{①修正ROIC} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{投下資本（有利子負債} + \text{株主資本）の帳簿価額}} \times 100$ $\text{②固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産} + \text{ソフトウェアの帳簿価額}}$ $\text{③従業員一人当たり付加価値額} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}}$ ※生産性向上指標算定方法 ① : 計画終了年度 - 基準年度 ②③ : $\frac{\text{計画終了年度} - \text{基準年度}}{\text{基準年度}} \times 100$ ※基準年度の数値は、原則、計画開始直前における事業年度の確定決算時の数値となる
数値目標の算定単位は何ですか？	事業部門単位で算定します。なお、計画の対象となる事業部門が複数の企業に存在する場合、各社にある当該事業部門の数値を合算での算定も可能です。
資本金の増加額や公開買付け後の合併条件など計画に記載すべき事項の一部が未定である場合は、どうすればよいですか？	計画の一部について申請時に未定である場合については、計画中に「未定」として記載し、後で計画変更を行うことができますので、申請先の主務省庁にご相談ください。
複数事業者（関係事業者、外国関係法人を含む）が共同で申請する場合、事業者間で決算期がズれている場合は、どうすれば良いのか？	実態に応じてケースバイケースで判断しますので、申請先の主務省庁にご相談ください。

財務内容の健全性の向上の基準

質問	答え
財務内容の健全性の向上の基準とは何ですか？	申請事業者（複数の場合は各事業者それぞれ）の単体で次の両方の基準を満たす必要があります。それぞれの計算手法につきましては、様式（テンプレート）の添付書面のエクセルファイルをご覧ください。 計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①有利子負債／キャッシュフロー≦1.0倍 ②経常収入＞経常支出
数値目標は、連結グループで算定することはできますか？	グループ全体の資金を持株会社等が一括管理するなど、連結ベースの方が実態に即している場合には、複数事業者の連結ベースで判断する場合もあります。連結ベースの適用を検討されている場合は、申請先の主務省庁にご相談ください。
関係事業者の分も必要ですか？	一義的には申請事業者が本基準を満たすかどうかで判断しますが、計画の実行性を担保する観点から、関係事業者が基準を満たすかどうか審査時に確認しておりますので、関係事業者の分も提出をお願いします。

前向きな取組の基準

質問	答え
前向きな取組の基準とは何ですか？	計画の終了年度において次のいずれかの基準を満たす必要があります。 ①新商品・新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減
複数事業者（関係事業者、外国関係法人を含む）が共同で申請する場合、それぞれの事業者が前向きな取組を行う必要がありますか？	原則として、申請に関わる事業者全員がそれぞれ前向きな取組を行う必要はありません。
「新商品」の「新」はどのような意味でしょうか？	あくまで申請に関わる事業者がこれまで行ってきたものではないものを指します。上記①以外の前向きな取組の要件も同様です。
「1単位当たり製造原価削減又は1単位当たり販売費削減」の1単位とは？	原則として、例えば製造原価削減であれば「1製品当たり」「1トン当たり」などが考えられます。販売費削減であれば、「1商品当たり」「売場面積（㎡）当たり」などが考えられます。 他方、多様な商品を製造・販売する場合、数量単位が無い場合等においては、売上高あたり製造原価又は販管費を指標とする場合もあります。このような場合は、申請先の主務省庁に御相談ください。

雇用の配慮

質問	答え
雇用の配慮とは何ですか？	合併、分割、事業譲渡など事業の構造の変更を伴う場合があり、これに伴って従業員の地位に変更が生じる可能性があることから、計画について労使間で十分な話し合いを行ったこと、及び、計画期間中の従業員数の推移（出向・転籍・解雇の内訳を含む）を申請書に記載頂くこととしています。
計画の中で「希望退職」や「整理解雇」を行う場合には認定を受けられないのですか？	希望退職や整理解雇を行う計画は全て認定の対象外というルールではありませんが、計画について労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、雇用の安定等に十分な配慮を行っていることを証する書面を提出する必要があります。
認定を受けた後、経営悪化等により追加的に希望退職を行うなどの変更が生じた場合、どうすれば良いのですか？	大規模な希望退職を行うなど計画の趣旨が変わるような場合は、計画変更の手続が必要となります。

支援措置

質問	答え
【登録免許税】 登録免許税の軽減税率は一定ですか？	登録免許税の軽減税率は、租税特別措置法によって時限的に課税が軽減されているものです。これらの法改正に伴って、措置の延長や税率の変更等が生じる可能性があります。
【指定金融機関による長期・低利の大規模融資】 認定を受ければ、指定金融機関からの融資を受けられるのでしょうか？	強化法認定とは別途、指定金融機関※の審査を受け承認される必要があります。 ※現在、株式会社日本政策投資銀行を指定。
【中小機構の債務保証】 認定を受ければ、（独）中小企業基盤整備機構の債務保証を受けられるのでしょうか？	強化法認定とは別途、中小機構の審査を受け承認される必要があります。審査には金融機関からの申込みが必要ですので、強化法の事前相談と併せて中小機構と金融機関にも御相談に行ってくださいとお勧めいたします。

認定後、計画終了後

質問	答え
認定を受けると公表されるのですか？	認定を行う所管省庁により、認定計画は公表されます。ただし、申請書と添付資料の全てが公表される訳ではなく、公表するのは申請書の本文の一部（及び、受ける支援措置によっては一部の添付資料）です。また、企業秘密に該当する部分などは公表資料から除くこともできますので、主務省庁にご相談ください。
認定後、何か対応すべきことはありますか？	所定の様式によって計画の実施状況を毎事業年度、報告する必要があります。 また、債権放棄を含む計画は年度毎などのタイミングで、別途報告書を提出する必要があります。 上記の定期的な報告に限らず、認定を受けた計画に影響する事象等が発生する際は、事前に主務省庁にご相談ください。
認定後、計画に変更が生じた場合、どのような手続が必要ですか？	認定基準に抵触する場合、新たに支援措置を活用する場合、新たに合併や分割などの組織再編を行う場合、新たに大規模なリストラを行う場合等は基本的に計画変更が必要です。 ただし、計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、計画変更の手続は不要です。まずは、主務省庁にご相談ください。
結果的に目標が達成できなかった場合はどうなりますか？	実施状況報告書に目標が未達成となった原因を記載頂くとともに、必要に応じて主務省庁からヒアリング等を実施します。 なお、計画実施期間中に計画の実行が不可能と見なされる場合は計画の取消しをさせていただくこともあります。取り消しを行った場合、当該事実は認定時と同様、公表することとなります。

申請手続

質問	答え
申請先はどこになりますか？	計画に関する事業を所管する省庁が申請を受け付けることとなります。
認定までどれくらい時間がかかりますか？	事前相談が約2ヵ月程度、計画の申請（審査開始）から認定までが1ヵ月以内の合計3ヵ月程度が目安となります。また、指定金融機関による長期・低利融資や中小機構の債務保証を含む計画の場合、指定金融機関や中小機構の審査に更に時間を要する場合がありますので、お早めに相談されることをお勧めします。
相談すると情報が漏れないか？	国家公務員は守秘義務があり、業務に関する情報は関係者限りで管理しております。